

津 市 公 報	第 3 6 号 平成19年6月20日 水 曜 日
目 次	
告 示	
・ 中間検査実施に係る告示の一部改正	
・ 津市下水道排水設備指定工事店の指定	
・ 国民健康保険被保険者証の無効	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 撤去自転車の保管	
・ 認可地縁団体の告示事項の変更	
・ 平成19年産畑作物共済に係る掛金率等	
・ 公示送達	
・ 公示送達	
・ 行旅死亡人	
・ 保管した屋外広告物	
・ 計量器の定期検査の実施	
・ 津市農業共済事業業務状況	
・ 津市駐車場事業業務状況	
・ 津市水道事業の業務状況	
・ 津市工業用水道事業の業務状況	
・ 公示送達	
公 告	
・ 条件付一般競争入札の執行	
・ 津都市計画下水道の変更	
・ 津市農業振興地域整備計画の変更	
・ 犬の抑留	
・ 犬の抑留	
・ 津市農用地利用集積計画	
・ 犬の抑留	
・ 開発行為に関する工事の完了	
・ 道路位置の指定	
・ 犬の抑留	

選管告示

- ・ 選挙人名簿からの抹消者
- ・ 指定在外選挙投票区の指定について
- ・ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数について

監査告示

- ・ 監査結果に対する措置報告

水道告示

- ・ 津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止
- ・ 津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 1 7 8 号

中間検査実施に係る告示（平成 1 8 年津市告示第 1 0 5 号）の一部を次のように改正し、平成 1 9 年 6 月 2 0 日から施行する。

平成 1 9 年 6 月 1 日

津市長 松 田 直 久

前文中「第 7 条の 3 第 1 項」を「第 7 条の 3 第 1 項第 2 号」に改める。
本文第 5 項を削る。

津市告示第 1 7 9 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条の規定により告示する。

平成 1 9 年 6 月 1 日

津市長 松 田 直 久

指定した業者

業 者 名	所 在 地	指 定 期 間
はせがわ燃設	津市芸濃町棕本 6 1 7 番地	平成 1 9 年 5 月 1 6 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
トレジャーホーム 株式会社	亀山市南野町 1 番 1 7 号	平成 1 9 年 5 月 1 6 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
真川緑化	津市芸濃町棕本 1 6 0 7 番 地 1 2	平成 1 9 年 5 月 1 6 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
宇田水道	津市柳山津興 3 6 5 番地 3 3	平成 1 9 年 5 月 1 6 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
豊富水道	津市白山町川口 3 8 6 5 番 地	平成 1 9 年 5 月 1 6 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
中西水道	松阪市八太町 4 0 9 番地 2	平成 1 9 年 5 月 1 6 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
西田組	津市白山町川口 3 7 9 番地	平成 1 9 年 5 月 1 6 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで
有限会社タケスイ 設備	三重郡川越町高松 7 7 番地	平成 1 9 年 5 月 1 6 日から 平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 180 号

下記の国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0485086	平成 18 年 10 月 1 日	平成 19 年 5 月 2 日

津市告示第 181 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 86 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

地家地区

三重県津市香良洲町 332 番地 1

代表者 前田 壽一郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小山紀男 三重県津市香良洲町 238 番地 1
変更後	前田壽一郎 三重県津市香良洲町 332 番地 1

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 19 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 182 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 86 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

馬場地区

三重県津市香良洲町 1097 番地

代表者 山下 茂治

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	藤川 廣 三重県津市香良洲町 238 番地 1
変更後	山下茂治 三重県津市香良洲町 1097 番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 19 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 183 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 86 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

高砂地区

三重県津市香良洲町 3 6 6 5 番地 4

代表者 宮崎 稔男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	奥田 禎良 三重県津市香良洲町 3 6 7 5 番地
変更後	宮崎 稔男 三重県津市香良洲町 3 6 6 5 番地 4

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 19 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 184 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 86 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

砂原地区

三重県津市香良洲町 1295 番地

代表者 伊藤 清和

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	丸山正義 三重県津市香良洲町 1712 番地 1
変更後	伊藤清和 三重県津市香良洲町 1295 番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 19 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 185 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 86 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

小松地区

三重県津市香良洲町 5561 番地 3

代表者 土性 広治

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	米川達郎 三重県津市香良洲町 5930 番地 1
変更後	土性広治 三重県津市香良洲町 5561 番地 3

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 19 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 186 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 86 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

川原地区

三重県津市香良洲町 671 番地

代表者 葛井 章夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	葛井 吉雄 三重県津市香良洲町 672 番地
変更後	葛井 章夫 三重県津市香良洲町 671 番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 19 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 187 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 86 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

桜町地区

三重県津市香良洲町 134 番地 75

代表者 池村 由輝

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	長谷川清一 三重県津市香良洲町 134 番地 103
変更後	池村由輝 三重県津市香良洲町 134 番地 75

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 19 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 188 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年香良洲町告示第 86 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

稲葉地区

三重県津市香良洲町 5 1 0 9 番地

代表者 長谷川 壽

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	坂本重一 三重県津市香良洲町 5 1 1 1 番地
変更後	長谷川 壽 三重県津市香良洲町 5 1 0 9 番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 19 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 1 8 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 4 年香良洲町告示第 8 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 9 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

浜浦地区

三重県津市香良洲町 6 6 1 3 番地

代表者 加藤 軍志

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	丸山員弘 三重県津市香良洲町 6 6 4 0 番地
変更後	加藤軍志 三重県津市香良洲町 6 6 1 3 番地

3 変更の理由及び年月日

通常総会において、平成 1 9 年 4 月 1 日より新任

津市告示第 190 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年美杉村告示第 124 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

須渕地区

三重県津市美杉町八知 674 番地 3

代表者 水井澄夫

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	長谷川勝也 三重県津市美杉町八知 934 番地
変更後	水井澄夫 三重県津市美杉町八知 689 番地 3

3 変更の理由及び年月日

平成 19 年 5 月 23 日に、代表者が定期総会において新任されたため。

津市告示第 191 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 18 年津市告示第 348 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 4 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

小野田町自治会

三重県津市大里小野田町 166 番地 1

代表者 宮 村 博

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	佐 脇 吉 直 三重県津市大里小野田町 86 番地
変更後	宮 村 博 三重県津市大里小野田町 132 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 19 年 5 月 13 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 9 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）第 1 4 条の規定により撤去した自転車等について、同条例第 1 6 条第 1 項の規定により保管し、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 6 月 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤 去 場 所 白塚駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤 去 台 数 1 台
- 3 撤去した年月日 平成 1 9 年 5 月 2 3 日
- 4 保 管 場 所 垂水自転車保管庫
- 5 保 管 期 間 撤去日より 6 月間
- 6 連 絡 先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2
- 7 告 示 掲 示 期 間 平成 1 9 年 5 月 2 3 日から平成 1 9 年 6 月 5 日まで

津市告示第 193 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年芸濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

北神山区自治会

三重県津市芸濃町北神山 370 番地

代表者 澤田 金生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	駒田 孫喜雄 三重県津市芸濃町北神山 362 番地
変更後	澤田 金生 三重県津市芸濃町北神山 370 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 19 年 4 月 8 日に、代表者が定期総会において新任されたため。

津市告示第 1 9 4 号

平成 1 9 年産の大豆に適用する基準共済掛金率を津市農業共済条例第 1 1 0 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 6 月 7 日

津市長 松 田 直 久

共済目的 の種類等	区域	引受方式	単位当たり共済金額		共済 掛金率	農家負 担共済 掛金率
大豆 1 類	津市	半相殺	対象農業者以外	円 1,170	% 6.6	% 2.970
			対象農業者	1,590	6.6	2.970
			種子用	3,250	6.6	2.970
		全相殺	対象農業者以外	1,170	6.8	3.060
			対象農業者	1,590	6.8	3.060
			種子用	3,250	6.8	3.060
		一 筆	対象農業者以外	1,170	6.3	2.835
			対象農業者	1,590	6.3	2.835
			種子用	3,250	6.3	2.835

この表において「単位当たり」とは、1 0 キログラム当たりとする。

津市告示第 195 号

下記の者に対する差押通知書、配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）第 18 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 19 年 6 月 13 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 196 号

下記の者に対する配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び津市市税条例（平成 18 年津市条例第 71 号）第 18 条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成 19 年 6 月 13 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 1 9 7 号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年 3 月 2 8 日法律第 9 3 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成 1 9 年 6 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 氏名

不詳

2 年齢・性別

推定年齢 6 0 歳から 7 0 歳位、男性

3 現住所

不詳

4 本籍地

不詳

5 人相及び特徴

身長 1 7 4 c m、中肉

6 着衣及び所持品

ウインドブレーカー（銀色）、長袖トレーナー（灰色）、シャツ（紺色・白色）、作業ズボン（ベージュ色）、チョッキ(ベージュ色)、腹巻（白色）、股引（白色）、トランクス（青色）、サポーター（白色）両膝、靴下（白色）、スニーカー（白色）、現金 9 2 0 円、鍵 2 個

7 発見した日時及び場所

平成 1 9 年 4 月 8 日 午前 1 0 時 1 5 分（津南警察署受理）

三重県津市白山町三ヶ野 3 2 0 9 伊勢高原カントリークラブ南方向約

8 0 0 m 先雑木林内

8 死亡年月日及び原因

平成 1 9 年 3 月初旬頃（推定）、縊死（非定型）

9 その他参考事項

平成 1 9 年 4 月 1 0 日午後 1 時 5 1 分津市斎場にて火葬、遺骨は津市福祉事務所に安置

津市告示第 1 9 8 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 6 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
はり札等 3 4 枚
立看板等 2 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
新町 1 丁目ほか（近鉄津新町駅周辺及び近鉄・J R 津駅周辺ほか）
- 3 広告物又は掲出物件を除去した日
平成 1 9 年 5 月 7 日から 2 8 日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。
（申出先）
津市建設部道路維持課
津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1 津市相川建設作業事務所
電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市告示第 1 9 9 号

計量器の定期検査を次のとおり実施するので、計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 2 1 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 1 9 年 6 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 定期検査の対象となる計量器

質量計のうち、計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 2 条第 2 号に定める非自動はかり、分銅及びおもり

2 検査期間

平成 1 9 年 8 月 1 4 日～1 0 月 3 1 日

うち集合場所検査に係る検査日時及び場所

検査日	曜日	検査時間	検査場所
8 月 2 2 日	木	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市美杉総合開発センター（津市美杉庁舎西隣）
8 月 2 3 日	金		
8 月 2 7 日	月	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市白山庁舎
8 月 2 8 日	火		
8 月 2 9 日	水	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市一志中央公民館（津市一志庁舎西隣）
8 月 3 0 日	木	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市南郊公民館
8 月 3 1 日	金	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市香良洲中央公民館（津市香良庁舎東隣）
		1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	
9 月 3 日	月	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市久居庁舎南館車庫
		1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	
9 月 4 日	火	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市橋南市民センター
		1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	
9 月 5 日	水	1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	津市計量検査所（津市本庁舎）
9 月 6 日	木	1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	

3 検査対象地域

修成地域、育正地域、南が丘地域、藤水地域、高茶屋地域、雲出地域、久居地域、一志地域、香良洲地域、白山地域、美杉地域

津市告示第 2 0 0 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項及び津市農業共済条例（平成 1 8 年条例第 1 8 5 号）第 1 4 8 条の規程に基づき、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までの津市農業共済事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 1 9 年 6 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 事業報告書

(1) 農作物共済

平成 18 年産水稻の管内被害状況は、面積で引受面積の 3.2%にあたる 1 万 2,354 a、共済減収量は引受収量の 0.6%にあたる 7 万 7,299kg の通常被害となり、307 戸の農家に、1,762 万 4,172 円を共済金として支払いました。

被害の内容は風水害等 90.3%、病害 3.4%、鳥獣害 3.5%、虫害 2.8% でした。

平成 18 年産の麦災害収入方式の被害状況は、共済減収量 25 万 4,865kg となり、32 戸の農家に 2,182 万 4,069 円を共済金として支払いました。

平成 19 年産麦の引受状況は、一筆方式で引受戸数は 8 戸、引受面積 5,265 a、災害収入方式は引受戸数 57 戸、引受面積 7 万 5,239 a となりました。

また、平成 15 年産から平成 17 年産の 3 か年の無被害加入農家等に対し、水稻で 2,615 戸に 803 万 3,749 円、麦で 16 戸に 38 万 8,555 円を無事戻金としてそれぞれ交付しました。

(2) 家畜共済

平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月までの引受頭数は乳用牛 3 頭、肉用牛 24 頭でした。

事故の状況としては、死産事故が 130 頭で共済金 1,331 万 7,477 円、病傷事故が 294 頭で共済金 648 万 8,370 円をそれぞれ支払いました。

(3) 畑作物共済（大豆）

平成 18 年産の畑作物共済(大豆)については、地域により湿害による発芽不良や獣害等の被害が見られましたが、収穫量は引受収量を上回り、共済金の支払いはありませんでした。

(4) 園芸施設共済

平成 18 年 10 月から平成 19 年 3 月までの引受状況は、39 戸の農家で、104 棟でした。

被害の状況は、強風による影響から被覆物の破損で、特定園芸施設 7 棟に対し、22 万 5,849 円を共済金として支払いました。

(5) 業務勘定

業務勘定については、経費の効率化に留意し、諸経費の節減に努めましたが、業務引当金より 2,473 万 2,934 円の戻し入れを行いました。

2 経理の状況

平成18年度下半期の状況は、損益計算書（別表1）、及び貸借対照表（別表2）のとおりであります。

3 平成19年度予算の概要

(1) 収益的収入及び支出の予定額

収入

第1款 共済事業収益	291,852千円
第1項 事業収益	252,166千円
第2項 事業外収益	39,686千円

支出

第1款 共済事業費用	291,852千円
第1項 事業費用	291,330千円
第2項 事業外費用	517千円
第3項 予備費	5千円

(2) 他会計からの補助金

経営健全化のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

業務勘定 一般会計繰入金	72,091千円
--------------	----------

4 平成19年度の経営方針

事業の予定量

(1) 農作物共済

水稻

ア 引受戸数	5,200戸
イ 引受面積	400,000a
ウ 引受収量	13,440,000kg
エ kg当り共済金額	228円
オ 共済金額	3,064,320,000円
カ 保険金額	3,023,564,544円

麦

ア 引受戸数	250戸
イ 引受面積	83,000a
ウ 引受収量（一筆のみ）	46,200kg
エ kg当り共済金額	53円
オ 基準生産金額（災害収入）	120,000,000円

カ	共済金額	1 1 0 , 4 4 8 , 6 0 0 円
キ	保険金額	1 0 0 , 5 6 2 , 5 0 7 円

(2) 家畜共済

ア	引受戸数	2 1 戸
イ	引受頭数	4 , 1 1 4 頭
(ア)	乳用牛	3 , 3 4 1 頭
(イ)	肉用牛	7 0 3 頭
(ウ)	種豚	2 0 頭
(エ)	肉豚	5 0 頭
ウ	共済金額	6 1 3 , 6 0 9 , 5 0 0 円
エ	保険金額	4 9 0 , 8 8 7 , 6 0 0 円

(3) 畑作物共済

大豆

ア	引受戸数	6 戸
イ	引受面積	5 , 0 0 0 a
ウ	引受収量	6 7 , 5 0 0 kg
エ	kg 当り共済金額	1 5 0 円
オ	共済金額	1 0 , 1 2 5 , 0 0 0 円
カ	保険金額	9 , 1 1 2 , 5 0 0 円

(4) 園芸施設共済

ア	引受戸数	1 4 6 戸
イ	引受棟数	2 4 4 棟
ウ	共済金額	2 0 5 , 6 5 8 , 0 0 0 円
エ	保険金額	1 8 5 , 0 9 2 , 2 0 0 円

(5) 損害防止事業

ア	水稻病虫害防除事業（実施面積）	4 0 0 , 0 0 0 a
イ	家畜の肝蛭症検査等（実施頭数）	2 , 4 7 5 頭

別表1

平成18年度下半期津市農業共済事業損益計算書

(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.事業収益						
(1) 共 済 掛 金	4,925,807	362,876		539,645		5,828,328
(2) 交 付 金	1,308,059					1,308,059
(3) 保 険 金	11,834,471	13,041,339		203,262		25,079,072
(4) 診 療 収 入						
(5) 受取診療補填金		2,479,440				2,479,440
(6) 技 術 給 付 金		1,024,676				1,024,676
(7) 還 付 収 入 金						
(8) 連 合 会 特 別 交 付 金	2,518,919					2,518,919
(9) 責 任 準 備 金 戻 入	12,583,460	6,035,989		123,098		18,742,547
(10) 支 払 備 金 戻 入			15,807			15,807
(11) 固 定 化 債 権 引 当 金 戻 入						
(12) 法 定 積 立 金 戻 入	4,206,142					4,206,142
(13) 特 別 積 立 金 戻 入	10,946,379					10,946,379
(14) 受 取 補 助 金					80,102,000	80,102,000
(15) 受 取 奨 励 金					313,780	313,780
(16) 賦 課 金					480,777	480,777
(17) 受 託 収 入						
(18) 損 害 防 止 収 入						
(19) 受 取 損 害 防 止 事 業 負 担 金					3,436,025	3,436,025
(20) 事 業 勘 定 受 入					5,042,994	5,042,994
(21) 業 務 雑 収 入					10,214	10,214
事業収益合計(A)	48,323,237	22,944,320	15,807	866,005	89,385,790	161,535,159

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
2.事業費用						
(1) 保 険 料		73,027		431,673		504,700
(2) 技 術 料		208,401				208,401
(3) 共 済 金	39,448,241	19,805,847		225,849		59,479,937
(4) 診 療 諸 掛						
(5) 還 付 支 払 金						
(6) 無 事 戻 金	8,422,304					8,422,304
(7) 責 任 準 備 金 繰 入	6,233,866	804,599		126,558		7,165,023
(8) 支 払 備 金 繰 入			42,465			42,465
(9) 固 定 化 債 権 引 当 金 繰 入						
(10) 業 務 勘 定 繰 入	5,042,994					5,042,994
(11) 支 払 賦 課 金					193,180	193,180
(12) 一 般 管 理 費					55,033,702	55,033,702
(13) 普 及 推 進 費					296,940	296,940
(14) 損 害 評 価 費					6,135,600	6,135,600
(15) 損 害 防 止 費					8,479,019	8,479,019
(16) 負 担 金					40,000	40,000
(17) 業 務 雑 費						
(18) 減 価 償 却 費					1,288,394	1,288,394
事業費用合計(B)	59,147,405	20,891,874	42,465	784,080	71,466,835	152,332,659
事業利益(事業損失) (C) = (A) - (B)	△10,824,168	2,052,446	△26,658	81,925	17,918,955	9,202,500

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
3.事業外収益						
(1) 業 務 勘 定 受 入						
(2) 財 産 処 分 益						
(3) 事 業 雑 利 益	15,411					15,411
(4) 受 取 寄 付 金						
(5) 受 取 利 息					36,335	36,335
(6) 受 取 抛 出 金						
(7) 業 務 雑 利 益					112,277	112,277
(8) 業 務 引 当 金 戻 入					26,068,983	26,068,983
(9) 修 繕 引 当 金 戻 入						
事業外収益合計(D)	15,411				26,217,595	26,233,006
当年度総利益 (当年度総損失) (E) = (C)+(D)	△10,808,757	2,052,446	△26,658	81,925	44,136,550	35,435,506
4.事業外費用						
(1) 事 業 支 払 利 息						
(2) 財 産 処 分 損					47,655	47,655
(3) 事 業 雑 損 失	87,871					87,871
(4) 業 務 支 払 利 息						
(5) 支 払 抛 出 金						
(6) 事 業 勘 定 繰 入						
(7) 固 定 化 債 権 回 収 不 能 損						
(8) 業 務 雑 損 失					1,437,004	1,437,004
(9) 業 務 引 当 金 繰 入						
(10) 修 繕 引 当 金 繰 入						
事業外費用合計(F)	87,871				1,484,659	1,572,530
前期利益(損失)	14,990,466	1,138,256	42,465	167,148	△42,651,891	△26,313,556
純 利 益	4,093,838	3,190,702	15,807	249,073		7,549,420
純 損 失						

別表2

平成18年度津市農業共済事業貸借対照表

(平成19年3月31日)

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
1.流動資産						
(1) 現 金 預 金					358,676,075	358,676,075
(2) 一 時 貸 付 金	233,947,447	2,536,338	2,817,648	3,279,296		242,580,729
(3) 有 価 証 券						
未 収 金	1,577,931	1,973,442		21,870	38,693	3,611,936
(4) 固 定 化 債 権 引 当 金 (差 引)						
(5) 前 払 費 用						
(6) その他流動資産						
(7) 貯 蔵 品						
流 動 資 産 計	235,525,378	4,509,780	2,817,648	3,301,166	358,714,768	604,868,740
2.固定資産						
有 形 固 定 資 産					10,299,500	10,299,500
(1) 減 価 償 却 累 計 額 (差 引)					6,718,563	6,718,563
(2) 無 形 固 定 資 産					224,952	224,952
(3) 抛 出 金					6,574,910	6,574,910
固 定 資 産 計					10,380,799	10,380,799
資 産 合 計	235,525,378	4,509,780	2,817,648	3,301,166	369,095,567	615,249,539

(単位 円)

項 目	農 作 物 共 済 勘 定	家 畜 共 済 勘 定	畑 作 物 共 済 勘 定	園 芸 施 設 共 済 勘 定	業 務 勘 定	総 合
3.流動負債						
(1) 一 時 借 入 金					242,580,729	242,580,729
(2) 未 払 金	126,773	2,483,404		148,335	5,044,078	7,802,590
(3) 前 受 収 益						
(4) 責 任 準 備 金	6,233,866	804,599		126,558		7,165,023
(5) 支 払 備 金			42,465			42,465
(6) その他流動負債					140,000	140,000
(7) 企 業 債						
流 動 負 債 計	6,360,639	3,288,003	42,465	274,893	247,764,807	257,730,807
4.固定負債						
(1) 退職給与引当金						
(2) 業 務 引 当 金					121,330,760	121,330,760
(3) 修 繕 引 当 金						
(4) 農 家 拠 出 金						
固 定 負 債 計					121,330,760	121,330,760
負 債 合 計	6,360,639	3,288,003	42,465	274,893	369,095,567	379,061,567
5.資本						
(1) 剰 余 金	225,071,901		2,759,376	2,777,200		230,608,477
法 定 積 立 金	120,643,453		1,313,508	793,217		122,750,178
特 別 積 立 金	104,428,448		1,445,868	1,983,983		107,858,299
(2) 当年度未処分剰余金 (未処理不足金)	4,092,838	1,221,777	15,807	249,073		5,579,495
繰越剰余金年度末残高 (不足金)		△1,968,925				△1,968,925
当 年 度 純 利 益 (純損失)	4,092,838	3,190,702	15,807	249,073		7,548,420
資 本 計	229,164,739	1,221,777	2,775,183	3,026,273		236,187,972
負 債 資 本 合 計	235,525,378	4,509,780	2,817,648	3,301,166	369,095,567	615,249,539

津市告示第 2 0 1 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項及び津市
駐車場事業の設置等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 8 号）の規定に
基づき、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までの津市駐車場事
業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 1 9 年 6 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 事業報告書

(1) 概 況

駐車場事業は、お城東駐車場、フェニックス通り駐車場及びアスト駐車場を運営し、市街地における自動車の駐車需要に応ずるよう努めています。

平成18年10月1日から平成19年3月31日までの利用状況は、次のとおりです。

ア 利用台数	325,222台（前年同期	299,993台）
イ 一日平均台数	1,798台（前年同期	1,658台）

2 損益計算書

経理の状況は、損益計算書（別表1）のとおりです。

3 貸借対照表

経理の状況は、貸借対照表（別表2）のとおりです。

別表1

平成18年度下半期津市駐車場事業損益計算書

(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 円)

1	営業収益			
	(1) 駐 車 収 益	<u>108,358,142</u>	108,358,142	
2	営業費用			
	(1) 駐 車 場 管 理 費	54,668,483		
	(2) 減 価 償 却 費	<u>19,508,546</u>	<u>74,177,029</u>	
	営 業 利 益			34,181,113
3	営業外収益			
	(2) 雑 収 益	<u>137,981</u>	137,981	
4	営業外費用			
	(1) 支 払 利 息 及 び 企業債取扱諸費	<u>16,462,334</u>	<u>16,462,334</u>	<u>△ 16,324,353</u>
	経 常 利 益			17,856,760
	当 期 純 利 益			17,856,760
	前 期 繰 越 欠 損 金			<u>564,390,326</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>546,533,566</u></u>

別表2

平成18年度津市駐車場事業貸借対照表

(平成19年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア 土 地		1,264,146,151
-------	--	---------------

イ 建 物	1,205,725,411	
-------	---------------	--

減価償却累計額	<u>281,938,200</u>	923,787,211
---------	--------------------	-------------

ウ 構 築 物	1,070,200	
---------	-----------	--

減価償却累計額	<u>1,016,690</u>	53,510
---------	------------------	--------

エ 機 械 及 び 装 置	92,929,272	
---------------	------------	--

減価償却累計額	<u>55,726,228</u>	37,203,044
---------	-------------------	------------

オ 工具、器具及び備品	16,771,940	
-------------	------------	--

減価償却累計額	<u>14,007,164</u>	<u>2,764,776</u>
---------	-------------------	------------------

有形固定資産合計		<u>2,227,954,692</u>
----------	--	----------------------

固 定 資 産 合 計		2,227,954,692
-------------	--	---------------

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	67,122,696	
-------------	------------	--

(2) 未 収 金	144,695	
-----------	---------	--

流 動 資 産 合 計		<u>67,267,391</u>
-------------	--	-------------------

資 産 合 計		<u><u>2,295,222,083</u></u>
---------	--	-----------------------------

負債の部

3	固定負債		
	(1) 他会計借入金	<u>326,444,156</u>	
	固定負債合計		326,444,156
4	流動負債		
	(1) 未払金	15,907,392	
	(2) 前受金	<u>661,500</u>	
	流動負債合計		<u>16,568,892</u>
	負債合計		343,013,048

資本の部

5	資本金		
	(1) 自己資本金	1,749,973,027	
	(2) 借入資本金		
	ア 企業債	<u>748,769,574</u>	
	借入資本金合計	<u>748,769,574</u>	
	資本金合計		2,498,742,601
6	剰余金		
	(1) 欠損金		
	ア 当期末処理 欠損金	<u>546,533,566</u>	
	欠損金合計	<u>546,533,566</u>	
	剰余金合計		<u>△ 546,533,566</u>
	資本合計		<u>1,952,209,035</u>
	負債資本合計		<u><u>2,295,222,083</u></u>

津市告示第 2 0 2 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項及び津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第 5 条（平成 1 8 年津市条例第 2 1 9 号）の規定に基づき、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までの津市水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 1 9 年 6 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 事業の概要

本年度の下半期の業務量につきましては水道事業で、給水戸数は120,359戸で、配水量は21,514,841 m³、有収水量は、18,426,293 m³となり、簡易水道事業では、給水戸数は708戸で、配水量は268,636 m³、有収水量は、236,160 m³となりました。

下半期の経営状況としましては、収益では、営業収益3,020,092,067円、簡易水道営業収益39,784,065円、営業外収益332,505,927円、簡易水道営業外収益30,116,304円、特別利益13,620円で合計3,422,511,983円となりました。

費用では、営業費用3,349,009,916円、簡易水道営業費用54,628,403円、営業外費用279,525,509円、簡易水道営業外費用21,152,207円、特別損失55,971,619円、簡易水道特別損失2,288,059円で合計3,762,575,713円となり、収支差引におきまして、340,063,730円の純損失となりました。

2 経理の状況

今期末の状況は、損益計算書（別表1・2）及び貸借対照表（別表3）のとおりであります。

別表1

平成18年度津市水道事業損益計算書

(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 円)

1	営	業	収	益					
(1)	給	水	収	益	2,606,145,155				
(2)	受	託	工	事	収	益	401,139,622		
(3)	そ	の	他	営	業	収	益		
					<u>12,807,290</u>	3,020,092,067			
2	営	業	費	用					
(1)	原	水	及	び	浄	水	費		
					1,550,551,968				
(2)	配	水	及	び	給	水	費		
					325,725,944				
(3)	受	託	工	事	費	348,051,106			
(4)	業		務		費	152,928,242			
(5)	総		係		費	230,886,377			
(6)	減	価	償	却	費	732,256,438			
(7)	資	産	減	耗	費	8,537,503			
(8)	そ	の	他	営	業	費	用		
					<u>72,338</u>	<u>3,349,009,916</u>			
	営	業	損	失			328,917,849		
3	簡	易	水	道	営	業	収	益	
(1)	給	水	収	益	39,779,565				
(2)	そ	の	他	営	業	収	益		
					<u>4,500</u>	39,784,065			
4	簡	易	水	道	営	業	費	用	
(1)	原	水	及	び	浄	水	費		
					7,951,588				
(2)	配	水	及	び	給	水	費		
					6,016,837				
(3)	業		務		費	322,530			
(4)	総		係		費	3,142,586			
(5)	減	価	償	却	費	37,135,637			
(6)	資	産	減	耗	費	<u>59,225</u>	<u>54,628,403</u>		
	簡	易	水	道	営	業	損	失	
							14,844,338		
5	営	業	外	収	益				
(1)	受	取	利	息	及	び	配	当	金
					20				
(2)	他	会	計	補	助	金	15,625,000		
(3)	雑		収		益	194,178,907			
(4)	新	規	給	水	加	入	金	<u>122,702,000</u>	332,505,927

6	營 業 外 費 用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	258,007,967		
(2)	雑 支 出	<u>21,517,542</u>	<u>279,525,509</u>	52,980,418
7	簡易水道営業外収益			
(1)	他 会 計 補 助 金	30,007,000		
(2)	雑 収 益	<u>109,304</u>	30,116,304	
8	簡易水道営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	<u>21,152,207</u>	<u>21,152,207</u>	<u>8,964,097</u>
	経 常 損 失			281,817,672
9	特 別 利 益			
(1)	過 年 度 損 益 修 正 益	<u>13,620</u>	13,620	
10	特 別 損 失			
(1)	過 年 度 損 益 修 正 損	<u>55,971,619</u>	<u>55,971,619</u>	△ 55,957,999
11	簡易水道特別損失			
(1)	過 年 度 損 益 修 正 損	<u>2,288,059</u>	<u>2,288,059</u>	△ 2,288,059
	当 期 純 損 失			340,063,730
	前 期 繰 越 欠 損 金			<u>831,254,861</u>
	当 期 未 処 理 欠 損 金			<u><u>1,171,318,591</u></u>

別表2

平成18年度津市水道事業損益計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 円)

1	営	業	収	益					
(1)	給	水	収	益	5,293,404,719				
(2)	受	託	工	事	収	益	408,277,495		
(3)	そ	の	他	営	業	収	益		
					<u>24,321,318</u>	5,726,003,532			
2	営	業	費	用					
(1)	原	水	及	び	浄	水	費		
					2,990,820,817				
(2)	配	水	及	び	給	水	費		
					553,566,747				
(3)	受	託	工	事	費	375,544,232			
(4)	業		務		費	293,566,840			
(5)	総		係		費	396,604,100			
(6)	減	価	償	却	費	1,435,153,938			
(7)	資	産	減	耗	費	8,537,503			
(8)	そ	の	他	営	業	費	用		
					<u>109,614</u>	<u>6,053,903,791</u>			
	営	業	損	失			327,900,259		
3	簡	易	水	道	営	業	収	益	
(1)	給	水	収	益	83,279,540				
(2)	そ	の	他	営	業	収	益		
					<u>7,200</u>	83,286,740			
4	簡	易	水	道	営	業	費	用	
(1)	原	水	及	び	浄	水	費		
					11,624,448				
(2)	配	水	及	び	給	水	費		
					10,232,645				
(3)	業		務		費	552,240			
(4)	総		係		費	6,533,767			
(5)	減	価	償	却	費	73,927,637			
(6)	資	産	減	耗	費	<u>59,225</u>	<u>102,929,962</u>		
	簡	易	水	道	営	業	損	失	
							19,643,222		
5	営	業	外	収	益				
(1)	受	取	利	息	及	び	配	当	金
					21				
(2)	他	会	計	補	助	金	15,625,000		
(3)	雑		収		益	221,629,999			
(4)	新	規	給	水	加	入	金	<u>226,930,239</u>	464,185,259

6	營 業 外 費 用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	527,497,223		
(2)	雑 支 出	<u>21,517,542</u>	<u>549,014,765</u>	△ 84,829,506
7	簡易水道営業外収益			
(1)	他 会 計 補 助 金	30,007,000		
(2)	雑 収 益	<u>109,304</u>	30,116,304	
8	簡易水道営業外費用			
(1)	支払利息及び企業債取扱諸費	<u>42,673,425</u>	<u>42,673,425</u>	△ 12,557,121
	経 常 損 失			444,930,108
9	特 別 利 益			
(1)	過 年 度 損 益 修 正 益	<u>915,167</u>	915,167	
10	特 別 損 失			
(1)	過 年 度 損 益 修 正 損	<u>60,273,448</u>	<u>60,273,448</u>	△ 59,358,281
11	簡易水道特別損失			
(1)	過 年 度 損 益 修 正 損	<u>2,295,415</u>	<u>2,295,415</u>	△ 2,295,415
	当 年 度 純 損 失			506,583,804
	前 年 度 繰 越 欠 損 金			<u>664,734,787</u>
	当 年 度 未 処 理 欠 損 金			<u><u>1,171,318,591</u></u>

5 平成18年度津市水道事業貸借対照表

(平成19年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,672,305,905	
ロ 立 木	4,386,284	
ハ 建 物	2,203,444,373	
減価償却累計額	<u>670,311,786</u>	1,533,132,587
ニ 構 築 物	48,504,401,186	
減価償却累計額	<u>17,370,321,600</u>	31,134,079,586
ホ 機 械 及 び 装 置	8,249,160,156	
減価償却累計額	<u>5,070,564,765</u>	3,178,595,391
ヘ 車 両 運 搬 具	60,229,430	
減価償却累計額	<u>42,632,976</u>	17,596,454
ト 工具、器具及び備品	356,987,932	
減価償却累計額	<u>277,055,350</u>	79,932,582
チ 建 設 仮 勘 定	<u>1,287,855,529</u>	
有形固定資産合計		38,907,884,318

(2) 簡易水道有形固定資産

イ 土 地	40,401,952	
ロ 建 物	84,238,165	
減価償却累計額	<u>20,281,578</u>	63,956,587
ハ 構 築 物	1,868,803,717	
減価償却累計額	<u>574,536,917</u>	1,294,266,800
ニ 機 械 及 び 装 置	469,007,146	
減価償却累計額	<u>268,014,873</u>	200,992,273
ホ 工具、器具及び備品	17,406,000	
減価償却累計額	<u>5,703,409</u>	11,702,591
ヘ 建 設 仮 勘 定	<u>5,300,000</u>	
簡易水道有形固定資産合計		1,616,620,203

(3) 無形固定資産			
イ 中 勢 水 道 利 用 権	259,797,010		
ロ 庁 舎 利 用 権	106,365,717		
ハ 電 話 加 入 権	<u>1,874,186</u>		
無形固定資産合計		368,036,913	
(4) 簡易水道無形固定資産			
イ 中 勢 水 道 利 用 権	135,550		
ロ 電 話 加 入 権	<u>377,496</u>		
簡易水道無形固定資産合計		513,046	
(5) 投 資			
イ 基 金	<u>158,272,802</u>		
投資合計		<u>158,272,802</u>	
固定資産合計			41,051,327,282
2 流動資産			
(1) 現 金 預 金		4,925,143,899	
(2) 未 収 金		637,563,866	
(3) 貯 蔵 品		105,059,940	
(4) 前 払 費 用		2,554,292	
(5) そ の 他 流 動 資 産		<u>3,700,000</u>	
流動資産合計			<u>5,674,021,997</u>
資 産 合 計			<u><u>46,725,349,279</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 引 当 金			
イ 退 職 給 与 引 当 金	<u>19,628,819</u>		
引 当 金 合 計		<u>19,628,819</u>	
固定負債合計			19,628,819
4 流動負債			
(1) 未 払 金		689,137,962	
(2) そ の 他 流 動 負 債		<u>307,064,499</u>	
流動負債合計			<u>996,202,461</u>
負 債 合 計			1,015,831,280

資 本 の 部

5	資 本 金			
(1)	自 己 資 本 金		6,518,179,392	
(2)	借 入 資 本 金			
	イ 企 業 債	<u>16,666,943,360</u>		
	借 入 資 本 金 合 計		<u>16,666,943,360</u>	
	資 本 金 合 計			23,185,122,752
6	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
	イ 工 事 負 担 金	12,279,565,286		
	ロ 受 贈 財 産 評 価 額	3,406,265,256		
	ハ 国 県 補 助 金	3,768,556,536		
	ニ 寄 付 金	240,152,160		
	ホ 新 規 給 水 加 入 金	2,018,237,549		
	ヘ 他 会 計 補 助 金	1,501,114,466		
	ト 基 金 利 息	22,414,793		
	チ 基 金 繰 入 金	<u>459,407,792</u>		
	資 本 剰 余 金 合 計		<u>23,695,713,838</u>	
(2)	利 益 剰 余 金			
	イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	<u>1,171,318,591</u>		
	欠 損 金 合 計		<u>1,171,318,591</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>22,524,395,247</u>
	資 本 合 計			<u>45,709,517,999</u>
	負 債 資 本 合 計			<u><u>46,725,349,279</u></u>

津市告示第 2 0 3 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項及び津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例第 5 条（平成 1 8 年津市条例第 2 1 9 号）の規定に基づき、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日までの津市工業用水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

平成 1 9 年 6 月 1 4 日

津市長 松 田 直 久

1 事業の概要

本年度の下半期の業務量につきましては、配水量は165,081 m³、有収水量は、159,141 m³となりました。

下半期の経営状況としましては、収益では、営業収益10,800,000円、営業外収益295,086円で合計11,095,086円となりました。

費用では、営業費用9,607,829円となり、収支差引におきまして、1,487,257円の純利益となりました。

2 経理の状況

今期末の状況は、損益計算書（別表1）及び貸借対照表（別表2）のとおりであります。

なお、津市工業用水道事業は平成18年10月1日から新設されたものです。

別表1

平成18年度津市工業用水道事業損益計算書

(平成18年10月1日から平成19年3月31日まで)

(単位 円)

1	営 業 収 益			
(1)	給 水 収 益	<u>10,800,000</u>	10,800,000	
2	営 業 費 用			
(1)	原 水 及 び 浄 水 費	1,152,193		
(2)	総 係 費	5,398,404		
(3)	減 価 償 却 費	3,044,575		
(4)	資 産 減 耗 費	<u>12,657</u>	<u>9,607,829</u>	
	営 業 利 益			1,192,171
3	営 業 外 収 益			
(1)	雑 収 益	<u>295,086</u>	<u>295,086</u>	<u>295,086</u>
	経 常 利 益			<u>1,487,257</u>
	当 年 度 純 利 益			1,487,257
	前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>1,487,257</u></u>

別表2

平成18年度津市工業用水道事業貸借対照表

(平成19年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,650,000	
ロ 建 物	7,999,210		
減価償却累計額	<u>4,690,304</u>	3,308,906	
ハ 構 築 物	85,309,046		
減価償却累計額	<u>49,963,599</u>	35,345,447	
ニ 機 械 及 び 装 置	78,096,020		
減価償却累計額	<u>24,221,339</u>	53,874,681	
ホ 車 両 運 搬 具	850,120		
減価償却累計額	<u>807,614</u>	42,506	
有形固定資産合計		<u>94,221,540</u>	
固 定 資 産 合 計			94,221,540

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

現金預金		<u>90,756,427</u>	
流動資産合計			<u>90,756,427</u>
資 産 合 計			<u><u>184,977,967</u></u>

負債の部

3	流動負債		
(1)	未払金	216,264	
	流動負債合計		216,264
	負債合計		216,264

資本の部

4	資本金		
(1)	自己資本金	131,979,612	
	資本金合計		131,979,612
5	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ工事負担金	1,657,500	
	資本剰余金合計		1,657,500
(2)	利益剰余金		
	イ利益積立金	9,629,088	
	ロ建設改良積立金	40,008,246	
	ハ当年度未処分利益剰余金	1,487,257	
	利益剰余金合計		51,124,591
	剰余金合計		52,782,091
	資本合計		184,761,703
	負債資本合計		184,977,967

津市告示第204号

下記の者に対する固定資産税・都市計画税の平成17年度3期、4期及び平成18年度1期、2期、3期、4期及び平成19年度1期の督促状は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成19年6月14日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 8 2 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、公告する。

平成 1 9 年 6 月 1 日

津市長 松 田 直 久

1 入札に付する事項

- (1) 物件 水槽付小型消防ポンプ自動車
- (2) 納入場所 津市消防本部（津市久居明神町 2 2 7 6 番地）
- (3) 納入期限 本契約の締結の日から 1 5 0 日間

2 入札参加者に必要な資格（次の各号のいずれにも該当する者であること。）

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により一般競争入札に参加することができない者でない者
- (2) 市物件等調達業者に対する指名停止基準により、指名停止等を受けている期間中でない者
- (3) 平成 1 9 年度津市競争入札参加者名簿（物件等）の希望業種を「その他販売（消防・保安・防災用品）」、「車両・船舶（特殊車両販売・修理）」又は「車両・船舶（一般車両販売・修理）」とし、かつ当該物件と同等の納入実績を有する者

3 応募受付期間

平成 1 9 年 6 月 1 日（金）から同年 6 月 8 日（金）まで

4 応募者が提出すべき書類

- (1) 津市条件付一般競争入札参加申込書
- (2) 納入実績を証する書類

5 入札の日時

平成 1 9 年 6 月 2 9 日（金） 1 0 時 3 0 分

6 開札の日時

平成 1 9 年 6 月 2 9 日（金） 1 0 時 3 0 分

7 入札及び開札の場所

津市消防本部研修室（3 階）

8 入札の心得、契約条項その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成 1 9 年 6 月 1 日（金）から同年 6 月 8 日（金）まで
- (2) 場所 津市消防本部消防総務課

9 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

又、同規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 入札の無効

津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領第15条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

12 その他

- (1) 入札時に第1回目の入札金額の根拠となった物件等に係る積算内訳書を提出すること。
- (2) この契約の締結については、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約書を作成し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (3) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

津市公告第 8 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 7 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに、津市に意見書を提出することができる。

平成 1 9 年 6 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 都市計画の種類
津都市計画下水道
津市単独公共下水道（中央処理区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する。
- 3 都市計画の案の縦覧場所
津市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
自 平成 1 9 年 6 月 2 0 日
至 平成 1 9 年 7 月 4 日

津市公告第 8 4 号

津市農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告します。

なお、同条第 2 項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画、同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を次により縦覧に供します。

平成 1 9 年 6 月 7 日

津市長 松 田 直 久

変更後の農業振興地域整備計画、同法第 1 1 条第 2 項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果の縦覧場所

津市農林水産部農林水産課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 8 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 6 月 6 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 1 9 年 6 月 4 日
- 2 抑留期間 平成 1 9 年 6 月 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 半田	ビーグル系 雑種	黒白茶	オス	中	不明	黒い首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 8 6 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 6 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 1 9 年 6 月 5 日
- 2 抑留期間 平成 1 9 年 6 月 1 1 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 南が丘	ペキニーズ	うす茶	不明	小	不明	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 8 7 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 1 9 年 6 月 8 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

津市公告第 88 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 19 年 6 月 12 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 19 年 6 月 9 日
- 2 抑留期間 平成 19 年 6 月 14 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町 影重	コーギー系 雑種	茶白	オス	中	不明	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 89 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 13 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 19 年 6 月 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市雲出伊倉津町字里之西 1 1 2 9 - 1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市広明町 4 1 8 - 1
株式会社トップハウス
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第 90 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 199 号）第 13 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

平成 19 年 6 月 13 日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 幅員 6.0 メートル
- 2 延長 52.5 メートル
- 3 地名地番 津市久居野村町字小膳田 734-3、734-5

津市公告第 9 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 9 年 6 月 1 5 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 1 9 年 6 月 1 4 日

2 抑留期間 平成 1 9 年 6 月 2 0 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白塚町	柴犬	茶	オス	中	不明	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市選挙管理委員会告示第 8 1 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条の規定により、選挙人名簿から抹消する理由が生じた者を次のとおり選挙人名簿から抹消する。

平成 1 9 年 6 月 1 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

1 抹消者数

男	女	計
2 人	0 人	2 人

2 抹消した者の氏名等

津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日

平成 1 9 年 6 月 1 日

津市選挙管理委員会告示第 8 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 3 第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 3 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定在外選挙投票区を指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 9 年 6 月 1 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域	指定在外選挙投票区	投票所設置見込場所
三重県第一区に属する 津 市 の 区 域	津市第 1 在外選挙投票区	津市立養正小学校 （津市第 2 投票区）
三重県第四区に属する 津 市 の 区 域	津市第 2 在外選挙投票区	津市久居庁舎 （津市第 6 7 投票区）

津市選挙管理委員会告示第 8 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数、同法第 4 条第 1 1 項及び第 4 条の 2 第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項、第 8 6 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示する。

平成 1 9 年 6 月 2 日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| 1 | 5 0 分の 1 の数 | 4 , 6 2 2 人 |
| 2 | 6 分の 1 の数 | 3 8 , 5 1 5 人 |
| 3 | 3 分の 1 の数 | 7 7 , 0 2 9 人 |

津市監査委員告示第5号

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、津市長及び津市教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年6月7日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 平 岡 益 生
同 永 田 正
同 山 中 利 之

監査の結果及び講じた措置の内容

1 平成18年12月22日付津市監査委員告示第5号公表分

監査対象部局等	総務部 広報広聴課
【監査の結果】 広報事業について、津市情報発信番組「まるもち3つ」の制作放送業務については、その番組放送に係る費用に対して得られる効果について、調査し、検討されるよう望むものである。	【措置の内容】 「まるもち3つ」は、一定の役割を果たしたものと判断し、平成19年4月から都市間競争に負けなため、PR戦略を行っていく中において、「元気発信！津」と番組名、内容を一新し、県内外に津市の情報の発信を行っています。 費用に対して得られる効果についての調査、検討については、今後例えば市政アンケート調査が実施される場合などにアンケート調査を行うなどをふまえて検討したいと思います。
監査対象部局等	健康福祉部 高齢・障がい福祉課
【監査の結果】 市町村合併による継続事業のなかには、高齢者ヘルパー家事援助事業など実施率が非常に低い事業が含まれていることから、事務事業の見直しについても検討されたい。	【措置の内容】 高齢者ヘルパー家事援助事業、高齢者デイサービス事業、高齢者ショートステイ事業の3事業については、利用実績及び介護保険制度との整合を図るため、平成19年度から廃止しました。

2 平成19年3月5日付津市監査委員告示第2号公表分

監査対象部局等	都市計画部 都市計画課
【監査の結果】 本来、出張命令で処理すべきものが、外出簿で処理されていたので、適正に処理するよう指導した。	【措置の内容】 指導の件について、人事課と調整の上、適正な処理に改めました。
監査対象部局等	下水道部 下水道管理課
【監査の結果】 事業の進捗に伴い、受益者負担金の賦課徴収や下水道使用料の徴収に係る業務が増大しているが、膨大な建設事業費の財源を確保するために、収入未済額の解消に努められたい。	【措置の内容】 受益者負担金及び下水道使用料の収入未済額解消のため、定期的に督促状、催告書を送付し、電話による納付指導を行い、不理解者には、夜間・休日の臨戸訪問による徴収を実施しました。特に、平成19年2月から3月の2ヶ月間下水道部の部体制による夜間・休日徴収を実施しました。
監査対象部局等	下水道部 下水道建設課
【監査の結果】 今後においても、事業の推進にあたっては、生活道路の確保や工事による騒音や振動に対する不安の解消に努められ、地元住民の理解を得て円滑に整備が進められるよう望むものである。	【措置の内容】 下水道工事におきましては、道路を掘削することにより通行止め等生活に弊害が予想されますことから、迂回路の確保や案内看板による周知等を以前に引き続き実施しました。工事騒音等についても、使用機械を低騒音対策型機械にし、騒音の低減を引き続き図りました。
監査対象部局等	下水道部 下水道施設課
【監査の結果】 旧下水道管の老朽化に伴う管きよ整備（布設替え、更正）を実施されているところであるが、老朽化に伴う道路陥没が本年度9件発生（平成18年11月17日現在）していることから、引き続き計画的な整備に努められたい。	【措置の内容】 第一期下水道事業で築造された橋内、橋北、橋南地区の下水道管の老朽化が著しいものについて、計画的に改築工事を進めているところであるが、道路陥没の発生が懸念される地区を優先的に改築工事の実施を施していきたい所存であります。 又、その他の地区におきましても、今後調整を図りながら順次進めていきたい所存であります。

監査対象部局等	下水道部 河川課
【監査の結果】 雨水排水対策について、河川・流域・防災等といった総合的治水対策の必要性の観点から、部内関係所管課等と連携して、総合的な雨水排水計画に基づき、地域の治水安全度の向上を一層図られるとともに、市街地における河川改修事業の効率的かつ効果的な推進を一層図られたい。 複数の準用河川除草業務委託契約について、時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるものとして、それぞれの設計金額に比して約40パーセントから約78パーセント相当の価格で締結されていたが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号が定める随意契約事由に係る区分は、厳密にこれを確認する必要があることをかんがみ、当該契約の価格の該当性について、慎重にこれを判断されたい。 準用河川の占用許可について、許可条件を附款しているにもかかわらず、当該条件に係る不服申立て等の教示がされていないものがあるので、必要な教示について検討されたい。	【措置の内容】 準用河川は、五六川の河川改修を継続して行っております。 1・2級河川は管理者であります、国・県へ強く要望しました。 部内において、開発行為には貯留施設の指導、公共下水道区域においては、個人の既設浄化槽を貯留施設に改造した場合に浄化槽転用補助金を支給することで、河川への流出抑制を行うよう対策を講じました。 契約時に当課において、積算を行い安価であることを確認し、時価有利と判断し、随意契約を行っております。 価格に相違がありますのは、現地の条件により判断しました。 自治会等へ管理委託することにより、地域住民に自分たちの住んでいる地域の管理意識を高めていただき、行政・住民との共同管理を目的としているところであります。 許可書に不服申立て等の教示をしました。
監査対象部局等	久居総合支所 総務課
【監査の結果】 市民会館駐車場内に電力会社の電柱等の設置のため、土地の賃貸借契約が締結されているが、当該駐車場は行	【措置の内容】 平成19年度より、行政許可の手続きに改めました。

政財産であり、原則貸付禁止とされていることから、使用許可への変更など適切に整理されたい。 久居総合支所職員駐車場運営協議会が民間の土地所有者から職員駐車場用地として賃借している土地の一部を、市が公用駐車場用地として同協議会から転借しているが、民法第612条の規定（賃借権の譲渡及び転貸の制限）を踏まえ、賃貸借契約のあり方について整理されたい。	平成19年度より、地主と市との賃貸借契約を締結することとしました。
監査対象部局等	久居総合支所 産業課
【監査の結果】 「津市榊原自然の森温泉保養館」の回数券販売に係る収納事務を中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンターに委託しているところであるが、告示手続きに不備が見受けられたので、適切に取り扱われるよう指導した。	【措置の内容】 「津市榊原自然の森温泉保養館」の回数券販売に係る収納事務の一部委託については、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき平成19年2月13日付けで告示しました。
監査対象部局等	河芸総合支所 産業建設課
【監査の結果】 コミュニティバスの運行について、当該受託事業者が交通事故を起こしていることから、旅客自動車運送事業運輸規則等に基づき、運転者に対して適切に指導及び監督しているか否かを確認するなど、事故再発防止策を徹底するよう必要な措置を講じられた。 市営住宅に係る土地の借上げについて、賃貸人との間に土地借り上げに	【措置の内容】 受託事業者に対しては、芸濃総合支所に続いての事故であったため、総合支所長から再発防止のために安全運行の徹底指導を厳しく行うよう、口頭での注意を実施し、引き続き就業規則及び健康管理等の労務管理の厳守ならびに、安全管理・安全教育、運行管理の乗務員指導等事故再発防止策を再確認するよう実施要領等提出させました。 賃貸借契約書を作成し、契約を締結しました。

係る契約書が作成されていなかったため、公営住宅法及び借地借家法等関係法令の趣旨に照らし、早急に是正されたい。	
監査対象部局等	美里総合支所 産業建設課
【監査の結果】 窓口において回数券を販売しているが、払出簿による帳簿管理では受入数及び残枚数の確認ができないため、今後は、受払簿による在庫管理をされたい。	【措置の内容】 コミュニティバス回数券受払簿について払出簿による帳簿管理のみでしたので、受入数及び残枚数が確認できるように、回数券受払簿を整備しました。
監査対象部局等	一志総合支所 総務課
【監査の結果】 財産管理について、普通財産に分類されている一部の土地が、現に公園、消防器具庫等の用に供され、また、行政財産に分類されている一部の土地が、普通財産への分類換えをすることなく、契約に基づく長期の貸付がされていた。これらの土地について、地方自治法第238条第3項の規定の趣旨に照らし、財産管理の適正化を図るべく、必要な措置を講じられたい。	【措置の内容】 ・普通財産に分類されている一部の土地が、公園、消防器具庫等に供されていたことについて 平成19年1月31日に産業建設課へ8筆、生活環境課へ2筆の所管換と行政財産への区分変更の処理をしました。 ・行政財産に分類されている一部の土地が、契約に基づく長期の貸付がされていたことについて 平成19年1月31日に3筆、行政財産から普通財産への区分変更の処理をしました。
監査対象部局等	一志総合支所 生活環境課
【監査の結果】 団地集会所用地として貸付けている土地が行政財産として分類されているので適切に整理・管理されるよう努められたい。	【措置の内容】 平成19年2月15日に総務課へ所管換と普通財産への区分変更の処理をしました。

監査対象部局等	教育委員会事務局 教育総務課
【監査の結果】 教育長による行政財産の使用許可について、その附款した条件に関し、「本職に異議申立てすることができる」旨教示されているが、当該処分に係る不服申立ては、まず、地方自治法第238条の7第3項の規定に基づきなされると解されることから、教示内容の見直しを検討されたい。	【措置の内容】 教示内容が一部不適切であったため、法務室と調整を行い、次年度許可より訂正します。行政事件訴訟法に基づく教示についても、訂正時に教示を行います。教示内容を以下のとおりとします。 （教示）この使用許可について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。また、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
監査対象部局等	教育委員会事務局 生涯学習スポーツ課
【監査の結果】 施設利用日から納付書の発送までに相当の日数を要していることが一因となっていると思われるため、納付書の早期発送に努められたい。	【措置の内容】 納付書の発送については、各学校の運営委員会より翌月中旬に送付される各施設のとりまとめの利用報告書にもとづき、納付書を下旬に利用者へ送付しています。よって、早期とりまとめが早期発送につながるため、利用報告書の作成方法を簡素化し、より早く報告ができるよう報告様式を修正しました。
監査対象部局等	教育委員会事務局 河芸事務所
【監査の結果】 公民館及び体育館に係る行政財産使用許可について、市長が処分しているものがあるが、教育委員会の所管する財産であれば、教育長が処分すべきものと考えられるが、見直しの必要性について検討されたい。	【措置の内容】 公民館及び体育館は、教育委員会の所管する財産であることから、教育長の権限により、行政財産使用許可を処分するよう措置を講じました。

監査対象部局等	教育委員会事務局 芸濃事務所
【監査の結果】 芸濃総合文化センターにおける設備の保守点検、管理運営に努められているところではあるが、一部保守点検業務委託に係る契約事務が遅延しているものが見受けられたので、今後、注意されたい。 また、遠足等に使用するためマイクロバス（幼児専用バス）を所管されているが、利用度が低い（平成18年1月から同年10月までの稼働日数が16日）ことから、今後、効率的な運用を検討されたい。	【措置の内容】 芸濃総合文化センターの保守点検業務委託契約について、遅延していた契約事務の処理を行いました。今後は遅延しないよう契約事務執行を実施します。 当該マイクロバス（幼児専用バス）につきましては、平成19年4月1日から白山乳幼児教育センター（通園バスとして利用）に所管換えを実施しました。
監査対象部局等	教育委員会事務局 安濃事務所
【監査の結果】 市立小学校の一部の土地について、本市が 所有権を有していると解されるにも関わらず、相当長期にわたり、当該所有権に係る登記が未了であるが、これらの土地が現に学校施設の用に供されていることから、できる限り早期に必要な登記がなされるよう、一層努められたい。 公民館及び体育館等に係る教育長による行政財産の使用許可について、その附款した条件に関し、「本職に異議申立てすることができ」旨教示されているが、当該処分に係る不服申立ての教示内容の見直しを検討されたい。	【措置の内容】 学校建設用地確保の中で、地元の地権者から寄付があり、現に学校施設の用に供されていることから、地権者に承諾を得て所有権移転登記の手続きの措置を講じました。 当該処分に係る不服申立ては、地方自治法第238条の7第3項の規定に基づき、明記するよう措置を講じました。

津市水道局告示第 1 1 号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

平 1 9 年 6 月 1 4 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社枝川建設	津市戸木町 1 8 1 3 番地	平成 1 9 年 5 月 2 1 日

津市水道局告示第 12 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 14 日

津市水道事業管理者 平井 秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
株式会社タカミ	津市庄田町 1 4 3 2 番地	平成 19 年 5 月 17 日
鈴建建設株式会社	松阪市舞出町 4 3 8 番地の 1 8	平成 19 年 5 月 22 日
西川工業有限公司	津市一志町ハ地太 1 4 3 9 番地の 1	平成 19 年 5 月 24 日
タイヘイ住設	鳥羽市菅島町 2 4 9 番地	平成 19 年 6 月 6 日